

福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領

制 定 令和4年 3月18日 3企技第1442号

一部改訂 令和4年 6月 日 4企技第 351号

一部改訂 令和6年 3月 1日 5企技第1200号

1 目的

公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、CCUSの実施に当たり必要な事項を定め、CCUS活用拡大を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「CCUS」とは、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みをいう。システムの運営主体は、（一財）建設業振興基金である。
- (2) 「下請事業者」とは、建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいう。
- (3) 「技能者」とは、元請事業者及び下請事業者の現場従事者をいう。
- (4) 「事業者登録」とは、CCUSに事業者を登録することをいう。
- (5) 「技能者登録」とは、CCUSに技能者を登録することをいう。
- (6) 「管理者ID（現場管理者）登録」とは、元請事業者がCCUSに現場管理者を登録することをいう。
- (7) 「カードリーダー」とは、CCUSに対応したICカードリーダーをいう。
- (8) 「現場利用料（カードタッチ費用）」とは、CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請事業者が支払いを行う費用をいう。

3 対象工事

福島県土木部が発注する全ての工事及び福島県土木部が受託する建築関係工事を対象とする。

ただし、災害復旧工事においては、「6 工事成績評定点について」の対象とし、「7 システム活用にかかる費用」は対象外とする。

4 実施方法

(1) 入札事務手続き関係

(ア) 「起工伺」及び「金抜設計書」の右上余白に「建設キャリアアップシステム活用工事」と明示する。

(イ) 「特記仕様書」に下記事項を追加する。

(土木工事の記載例)

第8章 建設キャリアアップシステム活用工事

(本章はすべての工事に該当する)

- 1 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。
- 2 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

(※なお、実施要領は技術管理課ホームページ参照)

(建築関係工事の記載例)

「福島県建築関係工事特記仕様書」1 一般共通事項 (番号)建設キャリアアップシステム活用工事の特記事項欄に以下を明記すること。

- (1) 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。
- (2) 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

(ウ) 「入札公告」(随意契約の場合、見積書提出通知)に下記事項を追加する。

(記載例)

○ その他

本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。

(実施要領は、技術管理課 HP を参照のこと)

受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

(2) 実施内容関係

(ア) 受注者は、活用工事として以下の内容について実施するものとする。

実施項目	基準
①事業者登録	元請事業者のみ。下請事業者の登録は求めない。
②技能者登録	1名以上の技能者の登録。
③現場登録	当該現場の登録。
④就業履歴情報登録	当該現場での就業履行情報の登録。

※既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は条件を満たしているものとする。

5 実施状況の確認

受注者は、精算変更時に、4 (2) に掲げる実施項目について、以下の書類を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

実施項目	確認（提出）書類の例
①事業者登録	登録完了メール（写し）、就業履歴一覧表
②技能者登録	登録完了メール（写し）、就業履歴一覧表
③現場登録	現場利用料の請求書（写し）
④就業履歴情報登録	カードリーダー等の現場設置状況写真、就業履歴一覧表

6 工事成績評定点について

(1) 4 (2) に掲げる基準を達成した場合は、福島県請負工事成績評定要綱に基づくこと。

※既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は条件を満たしているものとする。

7 システム活用にかかる費用

4(2)に掲げる基準を達成出来た場合に、カードリーダー購入費用（新規購入分）及び現場利用料について、以下のとおり、支出実績に基づき精算変更を行う。

[土木工事の場合]

現場管理費として積み上げ計上する。一般管理費については、全て対象外とする。

[建築関係工事の場合]

現場管理費に積み上げ計上する。諸経費については、一般管理費の対象にしないこととする。

①カードリーダー購入費用

購入を証する領収書等と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき費用を計上する。費用計上については次のとおり。

	カードリーダーまたは顔認証型リーダー			カードリーダー以外の機器 (PC、タブレット等)	通信費
	OS	上限金額 (円/台)	上限台数 (円/工事)		
購入	Windows	1万円(税抜)	2台	計上しない	計上しない
	iOS	3万円(税抜)			
リース	Windows	計上しない	-		
	iOS				

※施工箇所が点在する工事の場合など、3台以上必要と認められる場合は、受発注者

協議により、その費用を計上できるものとする。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上する。

また、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

なお、CCUSへのシステム登録(事業者登録、管理者ID登録、技能者登録)のための費用は設計変更の対象としない。

8 実施状況調査等

受注者は、発注者から実施状況調査等のアンケート依頼があった際には、積極的に協力するものとする。

9 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

10 附則

この要領は、令和4年4月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和4年7月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。